

新旧対照表

改正後	現 行
○補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準 平成18年9月29日 厚生労働省告示第528号	○補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準 平成18年9月29日 厚生労働省告示第528号
[一部改正]	[一部改正]
第1次改正 平成19年6月29日厚生労働省告示第231号	第1次改正 平成19年6月29日厚生労働省告示第231号
第2次改正 平成20年3月31日厚生労働省告示第147号	第2次改正 平成20年3月31日厚生労働省告示第147号
第3次改正 平成21年3月31日厚生労働省告示第209号	第3次改正 平成21年3月31日厚生労働省告示第209号
第4次改正 平成22年3月31日厚生労働省告示第124号	第4次改正 平成22年3月31日厚生労働省告示第124号
第5次改正 平成24年3月30日厚生労働省告示第277号	第5次改正 平成24年3月30日厚生労働省告示第277号
第6次改正 平成25年1月18日厚生労働省告示第6号	第6次改正 平成25年1月18日厚生労働省告示第6号
<u>第7次改正 平成26年3月31日厚生労働省告示第161号</u>	
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条<u>第23項</u>及び第76条第2項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準を次のように定め、平成18年10月1日から適用する。</p> <p>補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準</p> <p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条<u>第23項</u>に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第5項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわら</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条<u>第24項</u>及び第76条第2項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準を次のように定め、平成18年10月1日から適用する。</p> <p>補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準</p> <p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条<u>第24項</u>に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第5項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわら</p>

ず、法第76条第3項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。

2 (略)

3 法第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補装具の購入又は修理に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の100分の104.8に相当する額とする。ただし、第1項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。

4 次の各号に掲げる購入又は交換に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の100分の108に相当する額とする。

一～十 (略)

5 (略)

前 文 (抄) (略)

前 文 (抄) (平成20年3月31日厚生労働省告示第147号)
平成20年4月1日から適用する。

前 文 (抄) (平成21年3月31日厚生労働省告示第209号)
平成21年4月1日から適用する。

前 文 (抄) (平成22年3月31日厚生労働省告示第124号)
平成22年4月1日から適用する。

前 文 (抄) (平成24年3月30日厚生労働省告示第277号)
平成24年4月1日から適用する。

前 文 (抄) (平成25年1月15日厚生労働省告示第 6号)
平成25年4月1日から適用する。

前 文 (抄) (平成26年3月31日厚生労働省告示第161号)
平成26年4月1日から適用する。

ず、法第76条第3項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。

2 (略)

3 法第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補装具の購入又は修理に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の100分の103に相当する額とする。ただし、第1項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。

4 次の各号に掲げる購入又は交換に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の100分の105に相当する額とする。

一～十 (略)

5 (略)

前 文 (抄) (略)

前 文 (抄) (平成20年3月31日厚生労働省告示第147号)
平成20年4月1日から適用する。

前 文 (抄) (平成21年3月31日厚生労働省告示第209号)
平成21年4月1日から適用する。

前 文 (抄) (平成22年3月31日厚生労働省告示第124号)
平成22年4月1日から適用する。

前 文 (抄) (平成24年3月30日厚生労働省告示第277号)
平成24年4月1日から適用する。

前 文 (抄) (平成25年1月15日厚生労働省告示第 6号)
平成25年4月1日から適用する。

別表 (略)

別表 (略)